

東労発基 0525 第 5 号
令和 3 年 5 月 25 日

建設事業者（元方事業者） 殿

東京労働局長

Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策の実施について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、令和 3 年における都内の建設業における死亡者数は、5 月 19 日時点で 11 人と前年同期と比べ 6 人（2.2 倍）増加しており、極めて憂慮すべき事態となっています。内訳をみると、死亡者数全体の 55%が墜落・転落によるものであり、基本的な災害防止対策が十分に講じられていないことが懸念されます。

また、直近では、高層ビルの建設工事現場におけるデッキプレートの落下による死亡災害や足場が線路内架線上へ倒壊したことによる電車の通行障害など社会的に注目される事案も発生しています。

つきましては、建設業において急増する死亡災害の撲滅を図るため、別添のとおり、「Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策要綱」（以下、「対策要綱」という。）を定め、本年 6 月 1 日から 7 月 31 日の期間において緊急対策を実施することとしたので、貴職におかれましては、対策要綱に定めた建設事業者（元方事業者）の実施事項に取り組んでいただきますよう要請します。